

海外収入の証明書類について

私立幼稚園等の保育料等補助金及び給食費補助は、市民税の所得割課税額をもとに、補助の有無や補助額を決定します。市民税は、1月1日時点で住民票のある区市町村において、前年の国内収入に応じて税額が決定されます。そのため、1月1日時点で日本国内に住民票のない方は、市民税が課税されないため、海外収入の証明書類により、市民税の所得割課税額の仮定計算を行います。

また、国内収入とは別に、海外収入をお持ちの方（お持ちだった方）は、「市民税の所得割課税額」に海外収入分が含まれていないため、海外収入分を含めた市民税の所得割課税額の仮定計算を行います。

つきましては、次の書類のご提出について、ご協力をお願いします。

■ 必要書類

・ 9月～12月入園の方

当年中（1月から12月）の収入（総支給額）が分かる書類

・ 1月～8月入園の方

前年または当年中（1月から12月）の収入（総支給額）が分かる書類を提出してください。

両年共に海外収入をお持ちの場合は、両年中の書類を提出してください。

<よくある質問>

No.	質問	回答
1	どのような書類を提出すればよいのか。	会社にお勤めの場合は、会社が作成した書類を提出いただくことが望ましいですが、給与明細や現地での収入申告書の控えのコピーなどでも構いません。
2	海外と国内の口座にそれぞれ振り込まれている場合にはどうしたらよいのか。	海外分及び国内分の合算額を証明してください。
3	現地通貨での証明でもよいのか。	金額は日本円で記載いただくことが望ましいですが、現地通貨での記載でも構いません。
4	現地言語での証明でもよいのか。	日本語で証明いただくことが望ましいですが、現地言語での記載でも構いません。英語以外の場合は、重要な単語に日本語を併記して提出いただくと助かります。
5	収入がなかった場合はどうしたらよいのか。	就学やその他の理由により収入がなかった場合にも、『収入申告書』をご提出ください。『収入申告書』は「みたかきずナビ (https://kosodate-mitaka.mchh.jp)」からダウンロードできます。

なお、海外収入が730万円を超える方は、以下にご署名いただくことで海外収入証明書類の提出を省略できます。



私立幼稚園等の保育料等補助及び給食費補助の海外収入に関する申出書

三鷹市長 宛

海外収入をお持ちの年を記入してください。

【 _____ / _____ 】年1月から12月の海外収入が730万円を超えるため、海外収入証明書類の提出を省略します。このことにより、私立幼稚園等の保育料等補助及び給食費補助の算定において、市民税額256,301円（年収約730万円）以上の所得階層による判定を受けることに同意します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

ご署名 _____

幼稚園名					
児童氏名	生年月日	平成・令和	年	月	日生
児童氏名	生年月日	平成・令和	年	月	日生